

## 7.4 安保理決議 1540

7.4.1 経緯<sup>[20]</sup>

1992 年	安保理議長声明「大量破壊兵器の拡散は国際の平和と安全に対する脅威」
2003 年 9 月	ブッシュ大統領が国連総会一般討論演説において、大量破壊兵器の拡散を犯罪とし厳格な輸出管理の実施及び機微な核物質の管理を求める安保理決議の採択を呼び掛け
2004 年 2 月	ブッシュ大統領は改めて早期の採択を要求
2004 年 4 月 28 日	国連憲章第 7 条に基づき、安保理決議 1540 を全会一致で採択
2006 年 4 月	安保理決議 1540 委員会(以下、1540 委員会)は、国連安保理に決議履行に関する報告書を提出
2006 年 4 月 27 日	安保理は 1540 委員会の 2 年延長及び同委員会に 2008 年 4 月までに再度決議履行に関する報告書を提出することを義務付けた決議 1673 を採択
2008 年 4 月 25 日	安保理は 1540 委員会の 3 年延長(2011 年 4 月 25 日まで)及び同委員会に再度決議履行に関する報告書を 2008 年 7 月末までに提出することを義務付け、並びに決議履行状況に関する 2009 年の包括的レビューの実施を要請した決議 1810 を採択
2011 年 4 月 20 日	安保理は 1540 委員会を 10 年延長(2021 年 4 月 25 日まで)及び同委員会に決議履行の状況に関する 2016 年の包括的レビューの実施を義務付けると共に、1540 委員会専門家グループ設置(8 名で構成)を要請した決議 1977 号を採択
2012 年 6 月 29 日	安保理は 1540 委員会専門家グループの構成員数を 8 名から 9 名に増員することを要請した決議 2055 号を採択
2016 年 12 月 15 日	安保理は 1540 委員会に作業計画を毎年 1 月末迄及び年次報告書を毎年 12 月迄に提出すること、並びに同委員会が執行措置、生物・化学・核兵器に係る措置、拡散金融防止措置、関連物質の計量管理及び確保、国内的輸出及び積換管理の分野をより重視して今後取り組むことを義務付けた決議 2325 号を採択
2018 年 4 月 1 日	田中極子(防衛研究所主任研究官)が日本人初の 1540 委員会専門家グループのメンバーに就任【21】

7.4.2 概要<sup>[22]</sup>

非国家主体への大量破壊兵器等の拡散を防止することであり、内容は、全ての国連加盟国に、大量破壊兵器等の拡散を禁ずるための法的措置をとり、厳格な輸出管理を規定する法律を制定すること等を求める。

## 7.4.3 主な内容

(詳細は章末の参考資料を参照)

- (1) 大量破壊兵器及びその運搬手段の開発、取得、製造、所持、輸送等又は使用を試みる非国家主体に対し、すべての国がいかなる形態の支援を提供することも差し控えることを決定、
- (2) 非国家主体が、特にテロの目的で、大量破壊兵器等を製造、取得、所持、開発、輸送等又は使用すること及びそうした活動に関与、共犯として参加、支援又は資金提供することを禁じる適切で効果的な法律をすべての国家が採択・執行することを決定、
- (3) 大量破壊兵器等の拡散を防止するため、関連物資等に対する国内管理を確立するための効果的な措置を全ての加盟国がとることを決定し、物理的防護措置、国境管理、法執行措置、厳格な輸出管理を策定、維持することを決定するもの。この決議に基づき、安保理の下に委員会(通称「1540 委員会」、当初の存続期間は 2 年間)が設置され、すべての国連加盟国が、本件決議の実施につき報告することが定められた。また、自国領域内においてこの決議の条項を実施するにあ

たり法令整備・法執行体制等が欠けている国からの要請に応え、適切な支援を提供するよう各国に呼びかけている<sup>[23]</sup>。

我が国は、2005年、2006年、2009年、2010年、2016年、2017年に1540委員会のメンバーを務めている。1540委員会は第17次作業計画(2018年2月1日から2019年1月31日の期間)を基に各種取り組みを行っている。なお、次回の決議1540号の履行の状況に関する包括的レビューは2021年に行われる方向である。

**(参考)安保理決議 1540<sup>[24]</sup>**

安全保障理事会は、核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段の拡散が国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを確認し、この関連で、すべての加盟国が軍備管理及び軍縮に関連する義務を履行すること、また、すべての大量破壊兵器のあらゆる側面における拡散を防止することの必要性を含む千九百九十二年一月三十一日の国家及び政府の首脳レベルの安全保障理事会会合において採択された議長声明(S/二三五〇〇)を再確認し、

さらに、その声明が、すべての加盟国がその関連で地域的及び世界的な安定の維持を脅かし又は混乱させるいかなる問題をも、憲章に従い平和的に解決する必要性を強調していることを想起し、

核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段の拡散によって生ずる国際の平和及び安全に対するいかなる脅威に対しても、国連憲章に規定されているその主要な責任に従って、適切かつ有効な行動をとる決意を確認し、

核兵器、化学兵器又は生物兵器の拡散の除去又は防止を目的とする多数国間条約への支持及び国際的な安定を促進するためにこれらの条約のすべての締約国が当該条約を完全に実施することの重要性を確認し、

不拡散に貢献する多数国間取決めによるこの関連での努力を歓迎し、

平和的利用の目標は拡散の隠蔽に用いられるべきではないが、核兵器、化学兵器及び生物兵器の拡散の防止が平和的目的のための物資、設備及び技術に関する国際協力を妨げるべきではないことを確認し、

テロリズムの脅威、並びに、安全保障理事会決議第一二六七号に基づいて設立された委員会により定められ保全されている国連の一覧表において明らかにされている者及び決議第一三七三号が適用される者といった非国家主体が、核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段を取得、開発、取引又は使用することの危険性を重大に懸念し、

核兵器、化学兵器及び生物兵器の拡散の問題に新たな広がりをつ加し、国際の平和及び安全に対して脅威を与えるそのような兵器及びそれらの運搬手段並びに関連物資の不正取引の脅威を重大に懸念し、

国際の安全に対するこの深刻な課題及び脅威への世界的な対応を強化するために、国の、小地域の、地域の及び国際的な段階における努力の調整を強化する必要性を認識し、

大部分の国が、自らが締結国となっている条約の下で拘束力のある法的義務を果たし、又は核兵器、化学兵器若しくは生物兵器の拡散の防止を目的としたその他の約束を行うとともに、核物質防護条約により必要とされ、放射性源の安全及び防護に関する国際原子力機関(IAEA)行動規範により勧告されているような機微な物質の用途を明らかにし、安全を確保し及び防護するための効果的な措置をとっていることを認識し、

さらに、すべての国が、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の拡散を防止する追加的な効果的な措置をとることが緊急に必要であることを認識し、

すべての加盟国が、自らが締約国となっている軍縮に関する条約及び合意を完全に実施することを奨励し、

国連憲章に従い、あらゆる手段を尽くしてテロリストの行為によって生ずる国際の平和及び安全に対する脅威に対処する必要性を再確認し、

今後、不拡散の分野における世界的な脅威に対する効果的な対応を促進することを決意し、

国連憲章第七章の下で行動して、

1. すべての国は、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の開発、取得、製造、所持、輸送、移転又は使用を企てる非国家主体に対し、いかなる形態の支援も提供することを差し控えることを決定する。

2. また、すべての国は、自らの国内手続に従って、いかなる非国家主体も、特にテロリストの目的のために、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の製造、取得、所持、開発、輸送、移転又は使用並びにこれらの活動に従事することを企てること、共犯としてこれらの活動に参加すること、これらの活動を援助又はこれらの活動に資金を供することを禁ずる適切で効果的な法律を採択し執行することを決定する。
3. また、すべての国は、関連物質に対する適切な管理を確立することを含め、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の拡散を防止する国内管理を確立するための効果的な措置を採用し実施することを決定し、この目的のため、すべての国が、以下を行うことを決定する。
  - (a) 生産、使用、貯蔵又は輸送において、そのような品目の用途を明らかにし、安全を確保するための適切かつ効果的な措置を策定し維持すること。
  - (b) 適切で果敢な防護措置を策定し維持すること。
  - (c) 自らの国内法的権限及び法律に従って、並びに、国際法に合致して、必要なときは国際的な協力を通ずることを含め、そのような品目の不正取引及び不正仲介を探知し、抑止し、防止し及び対処するための適切で効果的な国境管理及び法執行の努力を策定し維持すること。
  - (d) 輸出、通過、積換及び再輸出を管理する適切な法令、資金供与及び拡散に貢献する輸送といったそのような輸出及び積換に関連する資金及び役務の提供に対する管理並びに最終需要者管理の確立を含め、そのような品目に対する適切で効果的な国内的輸出及び積換管理を確立し、発展させ、再検討し及び維持すること。また、そのような輸出管理に関する法令の違反に対する適切な刑事上又は民事上の罰則を確立し及び執行すること。
4. 安保障理事会の仮手続規則二十八に従って、二年を超えない期間の間、すべての同理事会理事国により構成される同理事会の委員会を設置し、この委員会が、適当な場合には他の専門的意見も求めつつ、この決議の実施状況について、安全保障理事会の検討のために同理事会に対して報告することを決定するとともに、この目的のため、国に対し、この決議の採択から六か月以内に、この決議の実施のためにとった又はとろうとする措置に関する最初の報告を委員会に提出するよう要請する。
5. この決議に規定するいかなる義務も、核兵器不拡散条約(NPT)、化学兵器禁止条約(CWC)及び生物兵器禁止条約(BWC)の締結国の権利及び義務と抵触する若しくはこれらを変更するものとして解してはならず、又は、国際原子力機関(IAEA)若しくは化学兵器禁止機関(OPCW)の責任を変更するものとして解してはならないことを決定する。
6. この決議を実施するにあたり、効果的な国内管理表が有用であることを認識し、すべての加盟国に対して、必要なときは、そのような表をできる限り早い機会に策定することを追求するよう要請する。
7. 一部の国はこの決議の規定をその領域内において実施するにあたり支援を必要とすることを認識し、国に対し、可能なときは、個々の要請に応じて、上記の規定を履行するための法令上の基盤、実施の経験または資源を欠く国に対して適当な援助を提供するよう招請する。
8. すべての国に対して以下を要請する。
  - (a) 核兵器、化学兵器又は生物兵器の拡散を防止することを目的とし、自らが締約国となっている多数国間条約の普遍的な採択、完全な実施及び必要な場合には強化を促進すること。
  - (b) 不拡散に関する主要な多数国間条約の下での約束の遵守を確保するための国内法令を採択していない場合には、これを行うこと。
  - (c) 不拡散の分野における共通の目的を追求し達成するため及び平和的目的のための国際協力を促進するための重要な手段として、特に国際原子力機関(IAEA)、化学兵器禁止機関(OPCW)及び生物兵器禁止条約(BWC)の枠内において、多国間の協力への約束を新たにし、これを満たすこと。
  - (d) そのような法律の下での義務について産業界や公衆に通報し、これらとともに作業する適当な方法を

策定すること。

9. すべての国に対し、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の拡散による脅威に対応するよう不拡散に関する対話及び協力を促進するよう要請する。さらに、その脅威に対処するため、すべての国に対し、自らの国内法的権限及び法律に従って、並びに、国際法に合致して、
10. 核兵器、化学兵器又は生物兵器、それらの運搬手段及び関連物資の不正取引を防止するための協力的行動をとるよう要請する。
11. この決議の実施を緊密に監視し、適当な段階で、この目的のために必要とされる更なる決定を行う意図を表明する。
12. この問題に引き続き関与することを決定する。

\*この決議のみを目的とする定義

運搬手段:核兵器、化学兵器又は生物兵器を運搬する能力を有するミサイル、ロケット及びその他の無人システムであって、そのような使用のために特別に設計されたもの。

非国家主体:この決議が対象とする活動を行うにあたり、いかなる国の法律に基づく権限の下でも行動していない個人又は団体。

関連物資:核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段の設計、開発、生産又は使用のために用いることができる物資、設備及び技術であって、関係する多国間条約及び取決めの対象となっているもの又は国内管理表に含まれているもの。

#### (参考)安保理決議 1673 の主な内容<sup>[25]</sup>

- (イ) 安保理決議第 1540 号の決定及び要請を再確認し、すべての国が同決議を完全に実施することの重要性を強調。
- (ロ) 同決議の実施に関する最初の報告の未提出国に対し、遅滞なく 1540 委員会に対し提出するよう要請。
- (ハ) 同報告の提出国に対し、同決議の実施に関する追加的情報の提供を奨励。
- (ニ) 2008 年 4 月 27 日まで 2 年の期間、同委員会の任務を延長することを決定。
- (ホ) 同委員会が、作業計画を通じ、すべての国による同決議の完全履行を促進するための努力を強化することを決定。この点に関し、同委員会と国との間で現在行われている同決議の完全実施に関する対話の追求を奨励するとともに、同決議の実施に関する経験の共有等を国及び国際機関との間で探求するよう同委員会に対して招請。
- (ヘ) 同委員会が安保理に対し、同決議の遵守についての報告を 2008 年 4 月 27 日までに提出することを決定

#### (参考)安保理決議 1810<sup>[26]</sup>

(国連広報センター暫定訳による)

安全保障理事会は

2004 年 4 月 28 日の決議 1540(2004)および 2006 年 4 月 27 日の決議 1673 を再確認し、核、化学および生物兵器ならびにそれらの運搬手段の拡散が国際の平和および安全に対する脅威を構成することを再確認し、すべての加盟国が、軍備管理と軍縮に関係するすべての義務を果たすことおよびあらゆる大量破壊兵器のすべての側面における拡散を防止する必要を含めて、1992 年 1 月 31 日の安保理の国家元首および行政府の長レベル会合において採択された議長声明を再確認し、

核、化学および生物兵器の拡散の防止が、平和的な利用が拡散の偽装として用いられるべきではない一方で、平和目的の国際的な、物資、機材および技術協力を阻害すべきではないことを再確認し、

国際連合憲章に規定されている主要な責任に従って、核、化学および生物兵器ならびにそれらの運搬手段の拡散が国際の平和および安全に対するいかなる脅威に対しても適切かつ効果的な行動を取る決意を確認し、

決議 1540(2004)のいかなる義務も、核拡散防止条約、化学兵器条約および生物毒素兵器条約の締約国としての権利あるいは義務と矛盾し、もしくは変更する、また、国際原子力機関あるいは化学兵器禁止機関の責任を変更すると解釈されてはならないとの決定を再確認し、

国際法に従っての、国家間の国際的な協力が、非国家的な主体による核、化学および生物兵器ならびにそれらの運搬手段、および関連物資の非合法的取引に対抗するために必要であることにも留意し、

第5次活動計画にもとづいての、決議 1540(2004)により設置された委員会、以下 1540 委員会、がすでに実施した活動を了とし、

決議 1673(2006)第6項により要請されている報告の重要性を念頭において、

すべての国家が、決議 1540(2004)の履行に関する国別報告書を 1540 委員会に提出したわけではなく、また、国内法およびそれらの法の実施を確保するための措置の制定を含む、すべての国家による決議 1540(2004)の完全な履行は、国家、地域および国際レベルにおいて継続的に取り組みを必要とする長期的な課題であることにも留意し

この点において、1540 委員会と加盟国との間の対話の重要性を確認し、また、このような対話では、直接の接触が効果的な手段であることを強調し、国家、地域、準地域および国際レベルにおいて、適切な場合、国際の平和に対する深刻な挑戦と脅威に対し地球的な対応を強化するために、取り組みの調整を強化する必要性を確認し、

この点において、その要請に応じ、国家に対しその必要に見合う効果的な援助を提供する重要性を強調し、また、支援のための情報交換機能が効率的かつ利用可能であることを確保することの重要性を強調し、

金融活動タスク・フォース(FATF)の枠組みの指導を考慮に入れた、拡散に関連する活動への資金提供の防止を含めての、決議 1540(2004)の完全な実施へ向けての国際的な取り組みに留意し、国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

1. 決議 1540(2004)における決定および要請を繰り返し表明し、すべての国家がこの決議を完全に実施することの重要性を強調する。
2. 決議 1540(2004)を実施するためにすでに実施し、あるいは実施する予定の措置に関する最初の報告書をまだ提出していない国家に対し、1540 委員会に対し、その報告書を遅滞無く提出するよう繰り返し求める。
3. すでに報告書を提出した国家に対し、いつでもあるいは 1540 委員会の要請に応じ、決議 1540(2004)の実施に関する追加的な情報を提供するよう奨励する。
4. すべての国家に対し、適切な場合には 1540 委員会の支援を得て、自発的に略式の計画、優先順位の精密な計画、また、決議 1540(2004)の主要条項の履行のための計画を準備し、また、そのような計画を 1540 委員会に提出するよう奨励する。
5. 支援を要請した国家に対し、それらを 1540 委員会に伝えるように奨励し、また、その趣旨で、委員会の援助様式を活用するよう奨励し、国家と国際、地域的および準地域的機構に対し、適切な場合には、援助を提供することが可能な分野について、2008年6月25日までに委員会に通知することを促し、国家とそれらの機構に対し、以前にまだ行っていない場合には、1540 委員会に援助を担当する窓口を 2008年6月25日までに提供するよう求める。
6. 専門家による支援の継続と共に、1540 委員会の職務権限を、2011年4月25日まで、3年間延長することを決定する。
7. 1540 委員会に対し、決議 1673(2006)の第6項に規定されている報告書を完成し、安全保障理事会に、できる限り早期に、遅くとも 2008年7月31日までに提出するよう要請する。
8. 1540 委員会に対し、決議 1540(2004)の履行状況に関する包括的な再検討を審議し、その問題についての考察を、2009年1月31日までに安保理に報告するよう要請する。
9. 委員会は、毎年1月の末までに、年間の作業計画を安全保障理事会に対して提出すべきことを決定する。
10. 決議 1540(2004)のすべての側面における各国の履行状況についての情報の集積、情報宣伝、対話、援助および協力を含み、また、とりわけ決議の第1項ならびに第2項のすべての側面とともに(a)アカウンタ

ビリティ、(b)物理的防御、(c)国境の管理と法律の施行に関する取り組みおよび(d)そのような輸出や積み替えの財源確保のような資金と役務の提供の管理を含む国家の輸出と積み替えの管理を包括する第 3 項へ対処する作業計画を通して、1540 委員会は、すべての国家による決議 1540(2004)の完全な履行を促進するための取り組みを強めることを継続すべきことを決定する。

11. この点に関し、

- (a) 1540 委員会と国家との間の、決議 1540(2004)を完全に履行するための、さらなる活動および必要とされ、また、提供される技術的な支援についての現行の対話の続行を奨励する；
- (b) 決議 1540(2004)の履行を促進する地域、準地域、そして適切な場合には、国レベルの情報宣伝活動を組織し、また参加し続けるよう 1540 委員会に要請する；
- (c) 1540 委員会に提出された援助様式、行動計画または他の情報のような手段を通して、援助の申し出と要請の合致に積極的に取り組むことを含め、決議 1540(2004)の実施のための技術援助を促進する委員会の役割の強化を継続するよう 1540 委員会に促す；
- (d) 1540 委員会に対し、決議 1540(2004)の対象となる領域において学んだ経験と教訓の共有を促進するために、国家および関連する国際、地域的ならびに準地域的機構に積極的に関与し、また、決議 1540(2004)の履行を促進するかもしれない計画の利用可能性を伝達するよう促す；
- (e) 決議 1540(2004)の履行を促進するために、関心を有する国家および関連する国際、地域的ならびに準地域的機構に相互に交流する機会を提供するよう要請する；  
よう決定する。

12. 1540 委員会、アル・カイダおよびタリバンに関連して決議 1267(1999)により設置された安全保障理事会委員会および対テロリズムに関連して決議 1373(2001)により設置された安全保障理事会委員会の間での、適当な場合には、強化された情報の共有、各国への訪問の調整、それぞれの職務権限の枠内での技術支援および三つの委員会すべてに関連するそれ以外の問題を通してのものを含め、現行の協力を強化する必要を繰り返し表明し、また、それぞれの取り組みをよりよく調整するために、委員会の共通の関心分野において指導を提供する意図を表明する。

13. 1540 委員会に対し、決議 1540(2004)の実施においての必要を識別し、対処するうえで、国家を支援するために、自発的な財政上の貢献を奨励し、十分に活用するよう促し、また、1540 委員会に対し、既存の財源制度を開発し、さらに効果的にするための選択肢を考慮し、安保理に対し、この問題についての考察を 2008 年 12 月 31 日より以前に報告するよう要請する。

14. 1540 委員会が、その必要事項の履行の達成を通しての決議 1540(2004)の遵守に関する報告書を 2011 年 4 月 24 日以前に安全保障理事会に対して提出することを決定する。

15. この問題に引き続き取り組むことを決定する。